

令和 2 年度貸切バスを利用した県内団体旅行商品造成支援金交付事業概要

(公益社団法人静岡県観光協会)

■要旨：

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた県内観光産業の回復を図るため、本県事業者の貸切バスを利用し、県内団体旅行を実施する旅行業法第 3 条の登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

■支援事業の対象者：

旅行会社（旅行業法第 3 条の登録を受けている旅行会社）

■支援内容：

1 支援条件

次の要件をすべて満たすものを対象とする。公益社団法人静岡県観光協会及び静岡県が実施する助成制度（県内宿泊費助成、駿河湾フェリー運賃半額キャンペーン等）との重複は認めない。

- (1) 静岡県内に 1 泊以上又は県内の有料入場施設、飲食施設等を 2 ヶ所以上利用する 10 名以上の団体旅行であること。
- (2) 静岡県内に本支店を持ち、一般貸切自動車運送事業を営営するものが有する貸切バスを利用すること。
- (3) 次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - ① 旅行会社は一般社団法人日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること。
 - ② バス事業者は一般社団法人日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること。
 - ③ 利用者に対して感染症の対策内容及び本支援金の適用を受けていることを明示すること。
なお、募集型企画旅行の場合、募集広告・説明書面にその旨明記していること。
 - ④ 団体及び出発日ごとに感染症対策に関するチェックリストを作成し、実績報告時に合わせて提出すること。
- (4) 旅行の出発日が令和 2 年 10 月 20 日(火)～令和 3 年 2 月 28 日(日)の間であること。

2 支援額

支援金として、貸切バス 1 台につき下記のとおり交付する。

なお、本支援金の交付は 1 事業所あたり 1,800,000 円を上限とし、期間内であっても予算額に達し次第終了する。

- (1) 日帰り旅行の場合は 1 人あたり 1,500 円、25 名の 37,500 円を上限とする。
- (2) 宿泊旅行の場合は 1 泊 1 人あたり 3,000 円、25 名の 75,000 円を上限とする。ただし、2 泊を上限とする。

■申請方法：支援金交付要綱を確認のうえ、申請すること。

要綱等は、静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」からダウンロード可能。

URL：<http://hellonavi.jp/travel-agent/index.html>

○申請様式 様式第 1 号（申請書）、第 3 号（実績報告書）、第 4 号（請求書）

○書類提出 各様式（原本・社印捺印）と必要書類を郵送にて送付

■申請の流れ：

提出者	申請内容	提出書類
①事業者	旅行出発日前までに申請	交付申請書（様式第1号）・行程表
弊協会	交付決定の通知	決定通知書（様式第2号） ○/○付、静観第○-○号 送付
②事業者	事業終了後 14 日以内に実績 報告及び請求書の提出	実績報告書（様式第3号） 請求書（様式第4号） ※以下の書類については、全催行日を提出 最終行程表（お客様配布用） 別紙バス利用証明書又は貸切バス代領収書 宿泊の場合、別紙宿泊証明書又は宿泊代領収書 感染症対策チェックリスト
弊協会	送金	全書類受領の翌月末迄に支払
③事業書	入金確認	

公益社団法人静岡県観光協会国内マーケティング課

担当：中野・加藤

〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 2 階

TEL：054-202-5595 FAX:054-202-5597

Email：kokunai@shizuoka-tourism.or.jp